

事務連絡
令和7年3月27日

全国中小企業団体中央会 御中

厚生労働省職業安定局雇用保険課

教育訓練給付金に係る周知について

平素より、雇用保険関係業務の運営に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきましては、第 213 回通常国会において成立した「雇用保険法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第26号）及び「雇用保険法施行規則及び生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令の一部を改正する省令」（令和6年厚生労働省令第111号）が令和6年10月1日から施行され、教育訓練給付金のうち、専門実践教育訓練給付金及び特定一般教育訓練給付金が拡充されております（別添1及び別添2）。

教育訓練給付金は、労働者が主体的に厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を受講し、修了した場合に、受講費用の一部を雇用保険により給付する制度であり、基本的に労働者本人に申請を行っていただく必要があります。この点、上記改正により、専門実践教育訓練を受講する前後で賃金が一定割合以上上昇した場合の追加給付が新たに設けられ、当該追加給付の申請に当たっては、労働者が申請を行う際に、当該労働者を過去に雇用していた又は現に雇用している事業主に賃金を証明いただく必要がございます。

つきましては、上記追加給付の申請に関して、別添3のとおり、周知資料を作成いたしましたので、貴会におかれましても、本周知資料別添1～3を御活用いただきますとともに、傘下団体・企業等への周知方、御協力を賜りますようお願い申し上げます。